

「データ活用に関する包括連携協定書」に基づく  
「健康に関する市民意識調査」及び「よこはま健康研究」等の分析並びに  
健康推進施策の推進等に向けた覚書

横浜市（以下「甲」という。）と横浜市立大学（以下「乙」という。）は、甲乙が平成30年5月22日に締結した「データ活用に関する包括連携協定書」を踏まえ、「健康に関する市民意識調査」及び「よこはま健康研究」等の分析並びに健康推進施策の推進等に向けた覚書（以下「本覚書」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲と乙が協力し、「健康に関する市民意識調査」及び「よこはま健康研究」等の分析を進めることで、より効果的な健康推進施策の立案・評価・推進の実現を目的とする。

（定義）

第2条 本覚書において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「健康に関する市民意識調査」とは、甲が、市民の健康に関する意識や健康づくりの状況等について把握し、健康推進施策の検討につなげることを目的に、20歳から69歳の横浜市民から無作為抽出した者を対象に行う調査をいう。
- (2) 「よこはま健康研究」とは、乙が、生活習慣や社会環境により、健康状況がどのように異なるかを明らかにし、健康づくりに役立つ情報を発信することを目的に、30歳から69歳の横浜市民から無作為抽出した者を対象に行う研究をいう。

（連携・協力事項）

第3条 甲と乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携、協力して取り組むこととする。

- (1) 甲が保有する「健康に関する市民意識調査」のデータ分析
- (2) 乙が保有する「よこはま健康研究」のデータ分析
- (3) 乙が保有する「よこはま健康研究」のデータ収集に関わる業務
- (4) 国から承諾を得た「国民生活基礎調査」調査票情報のデータ分析
- (5) 甲が実施する健康横浜21に基づく健康推進施策の必要性の検討
- (6) その他前各号に関連、付随する業務及び甲と乙が同意した業務

（役割分担）

第4条 前条に定める連携・協力事項の実施にあたり、甲及び乙の役割は次の各号に定めるものとする。

- (1) 甲乙協議し、分析テーマを設定する。
- (2) 甲及び乙は、分析に必要なデータの抽出・加工を行う。
- (3) 乙は、データの分析を行う。

- (4) 乙は、データの分析をした結果を報告書にまとめ、甲に報告する。
- (5) 乙は、甲が実施する健康推進施策について、公衆衛生学の専門的な見地から助言等を行う。
- (6) 甲と乙は連携・協力を円滑に進めるために必要な事項について、随時協議を行う。

(成果の取扱い等)

第5条 本覚書に基づく連携・協力において創出された成果の取扱いは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(賠償)

第6条 甲及び乙は、故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。ただし、不可抗力の事象等により、やむを得ず本覚書に基づく分析等の事業を中止した場合は、双方ともその相手方に対し、中止することにより生じた損害は賠償しない。

(体制)

第7条 甲においては、健康福祉局健康推進課を事務局とし、乙においては、医学部医学科公衆衛生学教室を事務局とする。

(公表)

第8条 甲及び乙は、分析結果をまとめた報告書や論文等を公表することができる。

2 甲及び乙は、公表を行う場合、事前に公表の内容を相手方に通知し、公表について同意をとるものとする。結果の公表にあたっては、データソースを明記し、両者の関与がわかるようにすることとする。

(情報の適正管理)

第9条 乙は、本覚書による事務を遂行するにあたっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期間)

第10条 本覚書の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間の満了1か月前までに甲又は乙より終了の申出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(本覚書の見直し)

第11条 本覚書の変更については、甲と乙いずれかからの申出があるごとに、双方協議の上、決定するものとする。

(その他)

第 12 条 本覚書に定めのない事項、又は本覚書に定める事項に関して疑義等が生じた場合については、甲と乙で協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 6 年 4 月 1 日

甲 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地 10  
横浜市  
横浜市長 山中 竹春 ⑩

乙 横浜市金沢区瀬戸 22 番 2 号  
公立大学法人 横浜市立大学  
理事長 近野 真一 ⑩